

資料B（市の支援制度の概要）

工場における緑地面積率の緩和

緑地面積率は最大5%に緩和。新たに緩和地域を市街化調整区域まで拡大。

- 敷地面積1,000㎡～9,000㎡未満の工場（兵庫県環境保全と創造に関する条例対象工場）
- 敷地面積9,000㎡以上又は建築面積3,000㎡以上（工場立地法の対象工場）

用途地域	種類	緑地面積率 (緩和前20%以上)	用途地域	種類	緑地面積率 (緩和前20%以上)	環境施設面積率 (緩和前25%以上)
工業専用地域、工業地域 市街化調整区域		5%以上	工業専用地域、工業地域 市街化調整区域		5%以上	10%以上
準工業地域		10%以上	準工業地域		10%以上	15%以上

工場立地促進制度

(令和4年4月1日現在)

平成28年4月1日より奨励要件を緩和し、雇用奨励金や主力製造工場(マザー工場)への奨励措置を拡充しました。

工場等の新設・増設・移設・更新する場合に、活用することができます。(更新は中小企業でかつ製造業に限りです)

●対象要件

対象業種	投下固定資産総額		新規の正規雇用者数又は転勤者数		立地場所
	大企業	中小企業	大企業	中小企業	
製造業	5億円以上	3千万円以上	なし(※)	なし(※)	工業地域 工業専用地域 準工業地域など
道路貨物運送業・倉庫業	5億円以上	5千万円以上	9人以上	2人以上	

※新設の場合は、投下固定資産総額もしくは新規の正規雇用者等のいずれかの要件で足りす。(人数は下段と同じ)

●新規の正規雇用者とは、本市又は本市と連携協約を締結した市町の住民で、かつ、正規雇用された雇用保険加入者をいいます。

●転勤者とは、設置した工場の操業により、市内に転入した住民で、かつ、正規に雇用されている雇用保険加入者をいいます。ただし、連携中枢都市の関係市町から転入する住民は対象外です。

●中小企業とは、中小企業基本法にいう中小企業をいいます。ただし大企業が出資する場合は大企業とみなす場合があります。

●道路貨物運送業・倉庫業の場合は、投下固定資産総額と新規の正規雇用者等の人数の両方が要件です。

●工事着手日の原則30日前までに申請が必要です。(なお、工事着工日以降の申請はできません。)

●奨励措置

種類	工場設置奨励金		事業所奨励金		雇用奨励金
	大企業	中小企業	大企業	中小企業	
奨励金額	固定資産税相当額の1/2	固定資産税相当額	事業所税相当額の1/2	事業所税相当額	新規の正規雇用者又は 転勤者1人につき30万円/年(※1)
期間	6年間	6年間(4～6年目は1/2)	6年間	6年間(4～6年目は1/2)	6年間(転勤者は1年間)
限度額	限度なし	限度なし	限度なし	限度なし	2億円(※2)

※1 雇用奨励金に対する対象者は新規に正規雇用された姫路市民又は市内への転勤者(連携中枢都市の関係市町から転入する住民を除く)に限りです。

※2 新規の正規雇用者の限度額:2億円、転勤者の限度額:2億円

主力製造工場(マザー工場)になると、奨励金措置がさらに加算されます!!!

(主力製造工場とは・・・研究所及び本社機能を併設する工場)

種類	工場設置奨励金		事業所奨励金		雇用奨励金
	大企業	中小企業	大企業	中小企業	
奨励金額	固定資産税相当額の3/5	固定資産税相当額	事業所税相当額の3/5	事業所税相当額	新規の正規雇用者又は 転勤者1人につき30万円/年(※1)
期間	6年間	6年間	6年間	6年間	6年間(転勤者は1年間)
限度額	限度なし	限度なし	限度なし	限度なし	2億円(※2)

※1 雇用奨励金に対する対象者は新規に正規雇用された姫路市民又は市内への転勤者(連携中枢都市の関係市町から転入する住民を除く)に限りです。

※2 新規の正規雇用者の限度額:2億円、転勤者の限度額:2億円

●低利融資のあっせん(上記奨励措置の対象となった事業者については、次の融資制度もご利用になれます)

融資限度額	期間	利率
投下固定資産総額の2/3以内で5億円	10年間(2年据置)	1.06%(令和4年度)

※償還方法、担保および保証人等については、取扱金融機関の定めによります。

地域未来投資促進法による支援制度

地域未来投資促進法に基づく本市基本計画に沿った事業を行う場合に、兵庫県知事による地域経済牽引事業計画の承認を受けることで、日本政策金融公庫の制度融資など、支援制度を受けられる対象となります。

※地域経済牽引事業計画の策定にあたっては、計画段階で兵庫県又は姫路市に相談してください。

※日本政策金融公庫の制度融資については、兵庫県知事から地域経済牽引事業計画の承認を受けた場合でも、公庫による融資審査の結果、ご希望に沿えない場合があります。